（法第10条第1項第4号関係）

確　認　書

特定非営利活動法人　　　　　は、特定非営利活動促進法第２条第２項第２号及び同法第１２条第１項第３号に該当することを、【　　】年【　　】月【　　】日に開催された設立総会において確認しました。

　　年　　月　　日

特定非営利活動法人

設立代表者 住所又は居所

氏名

特定非営利活動促進法第２条第２項第２号の要件

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと

ロ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

ハ　特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第１２条第１項第３号の要件

暴力団でないこと

暴力団の統制下にある団体でないこと

暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと

暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体でないこと